



# 「地域住民誰もが主体的に生活できる地域づくり」

～個人の相談を受け止め地域づくりを目指す～  
岩沼市社会福祉協議会の取り組み

様々な社会変容を背景に個人の抱える課題が深刻化・複雑化している現状を踏まえ、生活困窮に至る前の包括的な支援を目的として、今年度4月から生活困窮者自立支援法が施行され各種事業が全国で実施されています。今号では同法に基づく自立相談支援事業を実施している、岩沼市社会福祉協議会（以下「社協」）「いわぬま自立生活応援センター」（以下「応援センター」）を紹介いたします。

## ●「困っている」を受け止める

「相談者は7割以上が稼働世代と言われる40歳代以上、2割が65歳以上。就業や経済的な問題だけでなく、障害や無年金、一人親家庭など様々な状態により複雑な悩みを抱えている方が多いです」とお話ししてくれたのは相談支援員の齋藤佳徳さん。岩沼市社協では「問題を抱えている人を助けたい」との思いから岩沼市より同事業を受託し相談支援を開始しました。複合的な課題を抱えている場合、障害や介護、子育て、生活保護など分野ごとの単独の支援では本質的な課題解決は難しいです。応援センターでは、正確な状況を把握し必要な各種制度へ包括的に調整するとともに、本人の主体性を尊重した支援を行います。そのために、信頼関係を築けるよう丁寧に話を聞きながら本人にとって一番良い方法は何かの検討を繰り返しながら相談支援を行っています。

## ●出来ることから道筋を

「リラックスした雰囲気の中で仕事や日々の困り事を話せるような場を作りたい」との思いから生まれたのが、月2回開催の社協就活サロン「ここから★」。どの支援にもつながらなかったケースがサロン開催のきっかけでした。自立に向けて、単に制度に当てはめるだけでなく、個人の状況に合わせたステップで自立を目指すことが大切です。「まずは出来ることから」と始めたこの取り組みは、就労に関する知識を得る機会だけでなく、生活習慣が乱れている方やなかなか一歩が踏み出せない方にとっての居場所となることを目指しています。また、岩沼市社協では「食糧支援」や「愛の福祉短期貸付」など独自の緊急支援も整備されています。「緊急的支援として大切なことですが、自立を目的とした支援ということを意識しています。」と主任相談支援

# キラリ★ 仕事人

このコーナーでは福祉の職場で働くキラリ☆と光る人を紹介します



今号では、東松島市社会福祉協議会 地域包括支援センターで社会福祉士として働く加来尊子さんにお話を伺いました。

## ー現在の仕事の内容を教えてください。

福祉に関する総合相談の対応、虐待対応や成年後見制度にかかわる権利擁護業務、市内の高齢者の実態把握業務です。それ以外にも認知症などで支援が必要な方のお宅への訪問や地域へ出向いて啓発や介護予防のための活動、介護支援専門員として予防プラン作成もしています。

## ー現在の職業に就いたきっかけは何ですか。

以前は老人保健施設や在宅介護支援センターで働いていました。一人暮らしの方の自宅を訪問し、困りごとなどがあれば専門機関へ繋げる役割をしていましたが、震災をきっかけに地域包括支援センターで働いています。

## ーどんなところにやりがいを感じますか。

「困っている」を受け止めること、出来ることから道筋を

困難な状況の改善が私たち支援者側の支援の結果だと明確に分かったときは、自分の関わり方の自信にもなり、喜びにもなります。持ち込まれる相談内容は多岐に及び、支援の方法も様々です。正解が分からない仕事ですが、一人ひとりにあった支援方法や関わり方を考えていくところにもやりがいを感じています。社会福祉士の生涯研修制度や業務として受けさせていただく研修を利用して、良い支援が提供できるように自己研鑽を心がけています。

## ー大変だと感じるところはどんなところですか。

支援を受ける側と周囲の意識が異なっている際に、支援の難しさを感じます。ご本人の意志がないのに、周囲から「支援が必要ではないか」と相談されるケースがあります。逆に必要な支援を拒否されるというケースもあります。ご本人の立場で考え、希望が叶うような関わりやご本人らしさが実現できる生活を支援することを心がけています。

## ー同じような職場で働きたいと思っ

ている方へ一言！  
相手が自分で決めて自立し、歩いていけるよう専門性をもって関わるのは社会福祉士だからこそできることだと思えます。困っている人を良い生活に導けるよう、その人個人だけでなく周りの人や地域に対しても関わる視点を忘れないでほしいと思います。



▲「私たちがお話しをお聞きます」主任相談員の武田さん。相談支援員兼就労支援員の齋藤さん。

## ●顔見知りから地域づくりへ

生活困窮者支援においては、潜在化する課題を早期に把握・支援し、深刻化を予防すること、多様な支援を包括的に行うこと、出来る地域づくりが大切です。このため応援センターでは、地域住民をよく知る民生委員・児童委員の定例会や地域のサロンなどに出向き自立相談支援事業について説明するとともに、相談者の支援過程や支援機関同士の情報交換の場などで、行政庁内の関係部署やNPO、福祉団体等と積極的に関わるなど、センターを知ってもらうことを大切にしています。そうした繋がりを少しずつ紡いでいくことから、地域住民、行政、関係機関など様々な分野の社会資源が相互に理解し合い、協力し合える関係性の構築を目指しています。地域の社会資源



▲「どんな人が対象？何をしてもらえるの？」取り組みを知ってもらうために人形劇で説明!! 右端はイメージキャラクターの団長くん

岩沼市社会福祉協議会  
人口 44,274人 (平成27年12月末現在)  
社協データ  
職員数 56人

社協まちなかカフェやボランティア講座を始め地域福祉事業の他、被災者相談支援やコミュニティ再生支援など復興支援事業、介護保険事業など「みんなでつくる福祉のまち」を目指し活動しています。

## 平成27年度 社会福祉施設 総合損害補償

# しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます  
ふくしの保険 検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の  
**事故・紛争円満解決のために!**

加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

補償金額	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
初期対応費用(期間中)	500万円	500万円
お見舞い等		
事故初期見舞費用(1名につき)	死亡10万円 後遺障害0.3-10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)	死亡10万円 後遺障害0.3-10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)
利用者傷害事故見舞費用	死亡時100万円 入院時1.5-7万円 通院時1-3.5万円	

プラン2 施設利用者の補償  
プラン3 施設職員の補償

有利な補償と割安な保険料です。

株式会社 福祉保険サービス  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763